

訪問看護サービス契約書・重要事項説明書

株式会社インターナショナルトータルプラン

訪問看護ステーション ジェイケアスマイル

訪問看護サービス契約書・重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護）

_____様（以下「利用者」と略します）と、株式会社 インターナショナルトータルプラン（以下「事業者」と略します）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法・健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
2. それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとします。
2. 上記の契約期間は、契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成等）

1. 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、（利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「個別サービス計画」として）「訪問看護計画書」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、（その変更が居宅サービス計画の範囲内で）対応可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」等の変更等の対応を行います。
3. （事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。）

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。
2. 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、サービス終了日から5年間保存します。

第5条 （サービス提供の記録等）

1. 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求するものとします。

第6条 （虐待防止の取り組み）

1. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
2. (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
3. (2) 虐待防止のための指針を整備します。
4. (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

5. (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
6. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
7. 訪問看護ステーション ジェイケアスマイルは、原則として利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。
8. やむを得ず身体拘束を行う場合は次のとおりとします。
9. (1)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急でやむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止委員会を中心に十分に説明を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとします。
10. (2)身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

第7条 (利用者負担金及びその滞納)

1. 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求するものとします。
4. 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
5. 利用者負担金は、ご利用月翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。引落のほかは、ご相談ください。

第8条 (相談窓口、苦情対応)

1. 当該サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中に介護保険・健康保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
2. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。
3. 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画を変更し、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

電話番号	048-299-4478	FAX 番号	048-299-4479
担当者	管理者・廣瀬幸子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	川口市介護保険課	電話番号:048-259-7293
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号:048-824-2568

第9条 (利用者の解約等)

1. 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

11. (事業者の解除)

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第10条 (契約の終了)

1. 利用者が介護保険施設への入所や病院への入院、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、概ね1ヶ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は速やかに利用者に通知します。

第11条 (事故時の対応等)

1. 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
2. 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第12条 (秘密保持)

1. 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第13条 (苦情対応)

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・居宅介護支援事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条 (契約外条項等)

1. この契約及び介護保険法・健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法等に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第15条 (重要事項)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社インターナショナルトータルプラン
主たる事務所の所在地	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3丁目35番8号 ハニービル青山 2階
代表者(職名・氏名)	代表取締役 大貫拓見
設立年月日	平成15年9月5日

電話番号	03-5414-8801
------	--------------

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ジェイケアスマイル	
所在地	〒332-0031 埼玉県川口市青木 3-9-6	
電話番号	048-299-4478	
指定年月日・事業所番号	2025年8月1日指定	1160290890
管理者名	廣瀬 幸子	
サービス提供地域	川口市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市、戸田市、足立区	

3. 事務所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたりハビリテーションのサービスを提供します。	0名
作業療法士		0名
言語聴覚士		0名
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時00分～17時00分まで

(1) ※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

第16条 (その他)

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください
- 2 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- 3 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別な管理のうち重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
(ア) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(ア) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 (イ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (ウ) 真皮を超える褥瘡の状態にある者 (エ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

退院時共同指導加算

保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院入院・入所中に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

- 夜間・早朝訪問看護加算
夜間(午後6時～午後10時までの時間)、早朝(午前6時～午前8時までの時間)に訪問看護を実施した場合に加算されます。
- 深夜訪問看護加算
深夜(午後10時～午前6時までの時間)に訪問看護の実施した場合に加算されます。
- ターミナルケア療養費 1・2
在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
- 緊急訪問看護加算
利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。
※月14日まで2650円、15日以降分については2,000円が利用料(10割分)となります。
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算
通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回まで加算されます。
- 在宅患者連携指導加算
利用者(または家族等)の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等(電子メール、ファクシミリでも可)により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回加算されます。
- 看護・介護職員連携強化加算
訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合に月1回加算されます。
- 訪問看護情報提供療養費 1・2・3
利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。
主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスを含む)等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。
- DX情報活用加算
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)がオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されるものです。
- 訪問看護ベースアップ評価料
看護職員等の医療現場で働く人材の賃上げを実施するため実施される加算となります。

医療保険 訪問看護利用料金

※非課税 (2024.6.1～)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

利用者負担額は、健康保険証・高齢受給証・公費受給者証等によって異なります。

【看護師・准看護師の訪問】

訪問回数/負担割合		利用料 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,960円	
	週4日以降	14,230円	6,560円	7,670円	1,420円	2,840円	4,260円	
2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円	
	週4日以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円	
准看護師	月の初日	週3日まで	12,720円	5,050円	7,670円	1,270円	2,540円	3,810円
		週4日以降	13,720円	6,050円	7,670円	1,370円	2,740円	4,110円
准看護師	2日目以降	週3日まで	8,050円	5,050円	3,000円	810円	1,610円	2,420円
		週4日以降	9,050円	6,050円	3,000円	910円	1,810円	2,720円
同一建物居住者の場合 (同日に1つの建物に居住する3人以上訪問の場合は、下記の料金になります。)								
月の初日	週3日まで	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,100円	3,150円	
	週4日以降	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,200円	3,300円	
2日目以降	週3日まで	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円	
	週4日以降	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円	
准看護師	月の初日	週3日まで	10,200円	2,530円	7,670円	1,020円	2,040円	3,060円
		週4日以降	10,700円	3,030円	7,670円	1,070円	2,140円	3,210円
准看護師	2日目以降	週3日まで	5,530円	2,530円	3,000円	550円	1,110円	1,660円
		週4日以降	6,030円	3,030円	3,000円	600円	1,210円	1,810円
外泊中の訪問看護 (入院中1回につき)		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円	

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問】

訪問回数/負担割合		利用料 (10割)	※ 基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
月の初日		13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,960円
2日目以降		8,550円	5,550	3,000円	860円	1,710円	2,570円
同一建物居住者の場合 (同日に1つの建物に居住する3人以上訪問の場合は、下記の料金になります。)							
月の初日		10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,100円	4,200円
2日目以降		5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円

■ 基本利用料以外（加算）

ご利用・健康状態等で以下の加算を算定させていただきます。

			利用料 (10割)	利用者負担額				
				1割負担	2割負担	3割負担		
難病等複数回 訪問加算	同日2回の訪問	同一建物2名まで	4,500円	450円	900円	1,350円		
		同一建物3名以上	4,000円	400円	800円	1,200円		
	同日3回以上の訪問	同一建物2名まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
		同一建物3名以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円		
訪問看護情報提供療養費 1・2・3 【※】			1,500円	150円	300円	450円		
24時間対応体制加算			6,800円	680円	1,360円	2,040円		
特別管理加算（Ⅱ）			2,500円	250円	500円	750円		
特別管理加算（Ⅰ）			5,000円	500円	1,000円	1,500円		
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円		
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円		
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円		
在宅患者連携指導加算			3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレス加算			2,000円	200円	400円	600円		
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円		
緊急訪問看護加算	月14日まで		2,650円	270円	530円	800円		
	月15日以降		2,000円	200円	400円	600円		
夜間早朝訪問看護加算（6・8・18-22）			2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算（22-6）			4,200円	420円	840円	1,260円		
乳幼児加算（6歳未満）			1,500円	150円	300円	450円		
複数名 訪問看護加算	同一建物 2名まで	① 2人目が看護師・療法士	週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円	
		② 2人目が准看護師	週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円	
		③ 2人目が看護補助者	週3回まで	3,000円	300円	600円	900円	
		④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合			3,000円	300円	600円	900円
		1日2回の訪問			6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日3回以上の訪問			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物 3名以上	① 2人目が看護師・療法士	週1回まで	4,000円	400円	800円	1,200円	
		② 2人目が准看護師	週1回まで	3,400円	340円	680円	1,020円	
		③ 2人目が看護補助者	週3回まで	2,700円	270円	540円	810円	
		④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合			2,700円	270円	540円	810円
		1日2回の訪問			5,400円	540円	1,080円	1,620円
		1日3回以上の訪問			9,000円	900円	1,800円	2,700円
ターミナルケア療養費 1（特養等で看取り介護加算を請求していない場合）			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
ターミナルケア療養費 2（特養等で看取り介護加算を請求している場合）			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
DX情報活用加算			50円	5円	10円	15円		
ベースアップ評価料			780円	80円	160円	240円		

※ 訪問看護情報提供療養費

1…市町村等へ情報提供 2…学校等へ情報提供 3…保険医療機関への入院・入所時に情報提供

精神科訪問看護サービスに係る加算同意書(医療保険)

特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別な管理のうち重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
(ア) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(ア) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 (イ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (ウ) 真皮を超える褥瘡の状態にある者 (エ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

退院時共同指導加算

保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院入院・入所中に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます

長時間精神科訪問看護加算

1回の訪問看護90分を超えた場合に加算されます。

特別管理加算に掲げる利用者、特別訪問看護指示書に係る利用者。

複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)

精神科訪問看護指示書の複数名訪問の必要性が「あり」に記載がされ、保健師または看護師と他の保健師等と同行訪問した場合に加算されます。

夜間・早朝訪問看護加算

精神科訪問看護利用者に対して、夜間(午後6時～午後10時までの時間)、早朝(午前6時～午前8時までの時間)に訪問看護を実施した場合に加算されます。

深夜訪問看護加算

精神科訪問看護利用者に対して、深夜(午後10時～午前6時までの時間)に訪問看護を実施した場合に加算されます。

□ 精神科複数回訪問加算

保健師、看護師、准看護師および作業療法士が、精神科重症患者支援管理連携加算を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に複数回の訪問看護を行った場合に加算されます。

□ 精神科重症患者支援管理連携加算

精神科重症患者支援管理料を算定する利用者の主治医が属する保険医療機関と連携し、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に加算されます。

□ 精神科緊急訪問看護加算

利用者またはその尾ご家族等の求めに応じて、その主治医（診療所または在宅療養支援病院の保険医に限る）の指示に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合に算定されます。

※月 14 日まで 2650 円、15 日以降分については 2,000 円が利用料(10 割分)となります。

□ 在宅患者連携指導加算

訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り加算されます。

□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医も求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護事業の看護師等(准看護師を除く)が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に月2回に限り加算されます。

□ 訪問看護情報提供療養費1・2・3

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスを含む)等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

□ ターミナルケア療養費1・2

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□ DX情報活用加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)がオンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されるものです。

□ 訪問看護ベースアップ評価料

看護職員等の医療現場で働く人材の賃上げを実施するため実施される加算となります。

医療保険(精神科指示書対応) 訪問看護利用料金

※非課税(2024.12.1~)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

利用者負担額は、健康保険証・高齢受給証・公費受給者証等によって異なります。

【看護師・作業療法士の訪問】

訪問回数/負担割合		利用料金 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
1日目(月の初日)	30分未満	11,920円	4,250円	7,670円	1,190円	2,380円	3,570円
	30分以上	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,960円
3日目まで	30分未満	7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円	2,180円
	30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
4日目を以降	30分未満	8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
週4日目が月の初回	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,560円	3,840円
	30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,260円
同一建物居住者の場合(同日に1つの建物に居住する3人以上訪問の場合は、下記の料金になります。)							
1日目(月の初日)	30分未満	9,800円	2,130円	7,670円	980円	1,960円	2,940円
	30分以上	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,100円	3,150円
3日目まで	30分未満	5,130円	2,130円	3,000円	510円	1,030円	1,540円
	30分以上	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
4日目を以降	30分未満	5,550円	2,550円	3,000円	560円	1,110円	1,670円
	30分以上	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
週4日目が月の初回	30分未満	10,220円	2,550円	7,670円	1,020円	2,040円	3,060円
	30分以上	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,200円	3,300円
外泊中の訪問看護(入院中1回につき)		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円
【准看護師の訪問】							
訪問回数/負担割合		利用料金 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
1日目(月の初日)	30分未満	11,540円	3,870円	7,670円	1,150円	2,300円	3,450円
	30分以上	12,720円	5,050円	7,670円	1,270円	2,540円	3,810円
3日目まで	30分未満	6,870円	3,870円	3,000円	690円	1,370円	2,060円
	30分以上	8,050円	5,050円	3,000円	810円	1,610円	2,420円
4日目を以降	30分未満	7,720円	4,720円	3,000円	770円	1,540円	2,320円
	30分以上	9,050円	6,050円	3,000円	910円	1,810円	2,720円
週4日目が月の初回	30分未満	12,390円	4,720円	7,670円	1,240円	2,480円	3,720円
	30分以上	13,720円	6,050円	7,670円	1,370円	2,740円	4,110円
同一建物居住者の場合(同日に1つの建物に居住する3人以上訪問の場合は、下記の料金になります。)							
1日目(月の初日)	30分未満	9,610円	1,940円	7,670円	960円	1,920円	2,880円
	30分以上	10,200円	2,530円	7,670円	1,020円	2,040円	3,060円
3日目まで	30分未満	4,940円	1,940円	3,000円	490円	990円	1,480円
	30分以上	5,530円	2,530円	3,000円	550円	1,110円	1,660円
4日目を以降	30分未満	5,360円	2,360円	3,000円	540円	1,070円	1,610円
	30分以上	6,030円	3,030円	3,000円	600円	1,210円	1,810円
週4日目が月の初回	30分未満	10,030円	2,360円	7,670円	1,000円	2,000円	3,000円
	30分以上	10,700円	3,030円	7,670円	1,070円	2,140円	3,210円
外泊中の訪問看護(入院中1回につき)		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

■ 基本利用料以外(加算)			利用料金 (10割)	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回 訪問加算	同日2回の訪問	同一建物2名まで	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3名以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	同日3回以上の訪問	同一建物2名まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3名以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
訪問看護情報提供療養費1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅱ)			2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算			2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算	月14日まで		2,650円	270円	530円	800円
	月15日以降		2,000円	200円	400円	600円
夜間早朝訪問看護加算(6-8・18-22)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名精神科 訪問看護加算	同一建物 2名まで	① 2人目が看護師・作業療法士	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に2回訪問	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日に3回以上訪問	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		② 2人目が准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
		1日に2回訪問	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		1日に3回以上訪問	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	同一建物 3名以上	③ 2人目が看護補助者・PSW	3,000円	300円	600円	900円
		① 2人目が看護師・作業療法士	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に2回訪問	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日に3回以上訪問	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		② 2人目が准看護師	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日に2回訪問	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日に3回以上訪問	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		③ 2人目が看護補助者・PSW	2,700円	270円	540円	810円
ターミナルケア療養費1(特養等で看取り介護加算を請求していない場合)			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2(特養等で看取り介護加算を請求している場合)			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
精神科重症患者支援管理連携加算	①の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	②の場合		5,800円	580円	1,160円	1,740円
DX情報活用加算			50円	5円	10円	15円
ベースアップ評価料			780円	80円	160円	240円

保険対象外 費用

■ 自費訪問看護サービス

訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは自費での訪問看護サービスをご提供させて頂いております。保険対象外のサービスご利用をご希望の場合にはスタッフまでお声がけください。

※ご相談の内容によってはお受けできない場合もございますので、まずはお気軽にご相談ください。

自費訪問(30分ごと)	5,000円 ※介護保険30分サービス提供分の10割分額相当
営業日外の訪問(1日)	3,000円

■ 交通費

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	通常の実施地域を超える地点から1kmあたり	110円
交通費	訪問1回(医療)	300円
駐車場代	コインパーキング代	実費相当額

■ キャンセル料

訪問予定日までにご連絡をいただいた場合	無料
キャンセルのご連絡がなく、スタッフが訪問を実施できなかった場合	2,000円(消費税込み)

※サービスのご利用キャンセルをご希望される場合には、(048-299-4478)ジェイケアスマイルまでご連絡をお願いいたします。

■ 死後の処置(エンゼルケア)

ご逝去後のご遺体の処置(処置材料費込み)を看護師が行います。

費用 20,000円

保険対象外 費用

■交通費

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	通常の実施地域を超える地点から1kmあたり	110円
交通費	訪問1回(医療)	300円
駐車場代	コインパーキング代	実費相当額

■複写代

複写代	1枚につき	10円
-----	-------	-----

■自費訪問看護サービス

訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは自費での訪問看護サービスをご提供させて頂いております。保険対象外のサービスご利用をご希望の場合にはスタッフまでお声がけください。

※ご相談の内容によってはお受けできない場合もございますので、まずはお気軽にご相談ください。

自費訪問(30分ごと)	5,000円 ※介護保険30分サービス提供分の10割分額相当
営業日以外または営業時間外の訪問(1日)	3,000円 ※夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護加算を算定する日は除く

■キャンセル料

訪問予定日までにご連絡をいただいた場合	無料
キャンセルのご連絡がなく、スタッフが訪問を実施できなかった場合	2,000円(消費税込み)

※サービスのご利用キャンセルをご希望される場合には、(048-299-4478)ジェイケアスマイルまでご連絡をお願いいたします。

■死後の処置(エンゼルケア)

ご逝去後のご遺体の処置(処置材料費込み)を看護師が行います。

費用 20,000円

個人情報使用同意書

株式会社インターナショナルトータルプランが運営する訪問看護ステーション ジェイケアスマイルでは、利用者及びその家族の個人情報については、以下に定める個人情報の使用目的に沿って使用させていただきます。また、個人情報の提供には目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

個人情報の使用目的

1. 利用者に提供する訪問看護の管理運営業務
2. 病院、診療所、薬局、居宅サービス事業者や居宅介護新事業者、その他関係者との連携
3. サービス担当者会議における他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者との連携、照会への回答
4. 提供したサービスに対する請求業務等の介護保険、医療保険事務
5. 損害賠償責任保険などの係る保険会社等への相談または届出等
6. 家族等介護者への心身の状況説明
7. 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
8. 学生等の実習、研修の受け入れ
9. 個人が特定されない携帯での公的統計の資料や学術上の資料及び発表

訪問看護ステーション ジェイケアスマイル